

白山市立松任中川一政記念美術館友の会事業実施要領兼会則

松美第75号
令和5年3月1日

(趣旨)

第1条 本要領兼会則は、白山市立松任中川一政記念美術館友の会（以下「本会」という。）事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体と事務局)

第2条 本会は、白山市立松任中川一政記念美術館（以下「美術館」という。）の事業として実施し、本会の事務局（以下「事務局」という。）は、美術館内に置く。

(目的)

第3条 本会の事業は、中川一政画伯の芸術を愛好する人々を会員として募り、美術館事業への積極的な支援と会員相互の交流を目的として実施する。事務局は、会員の美術館における芸術鑑賞及び各種事業への参加の機会を拡充するために、必要な事業を行う。

(会員及び会員証)

第4条 本会の会員は、前条の目的に賛同し、年会費（以下、「会費」という。）を添えて「入会申込書」を提出した者をいい、会員には会員証を交付する。

2 会員証の有効期限は、当該年度の3月末日までとする。

(会員の区分及び会費)

第5条 本会の会費は、次表のとおりとする。なお、納入された会費は原則として払い戻さない。

区分	会費等
一般	1,000円
高校生	500円
特別会員	永年免除

2 前項「特別会員」とは、美術館が主催する「公募 花を描こう絵画展」（児童・生徒対象）における最優秀賞及びテーマ賞（又は、これに準ずる賞）受賞者を対象にしたものであり、会員資格は永年とし、会費はこれを免除する。

(特典)

第6条 本会の会員の特典は、次のとおりとする。

- (1) 美術館企画展の入館料無料（特別展の場合は、優待料金適用）
- (2) 各種美術館事業の案内送付及び先行予約受付
- (3) 美術館館報（年1回）の送付
- (4) 別館喫茶室利用時の優待
- (5) その他、事務局が定める事項

(特典内容及び事業の変更等)

第7条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員への予告なしに、特典及び事業を変更又は中止する場合がある。

- (1) 美術館又は本会が、その運営を維持するために、緊急の事務や作業等を行う場合
- (2) 美術館が天災、人災等による被害を被った場合
- (3) その他非常事態が起こった場合

(届出事項)

第8条 会員は、住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合は、直ちに事務局に届け出なければならない。

2 前項の規定による届け出がないために生じた会員の不利益又は損害については、本会は、一切の責任を負わない。

(会員資格の停止及び取り消し)

第9条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、本会は一切責任を負わない。

- (1) 本会及び美術館の運営を妨害する行為があった場合
- (2) 入会申込内容に虚偽があった場合
- (3) その他、会員として不適当であると本会が認める場合

(個人情報の取り扱い)

第10条 本会は、入会申込書記載情報を厳重に管理し、本会事務や美術館事業の案内等の目的以外には使用しない。第三者に対する情報提供は、本人の承諾なしにこれを行わない。

(補則)

第11条 この要領兼会則に定めるもののほか、本会事業の運営等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領兼会則は、令和5年4月1日から施行する。